

「ポンド残高」の累積とブレトン・ウッズ会議におけるイギリスの態度

金 井 雄 一

The British government recognized at the beginning of the World War II that UK's international balance of payments would have enormous adverse balance after the war. The making process of International Clearing Union Proposals (so-called Keynes's Proposals) also started in 1941. And as situations went on along the forecast of the British authority, they had to insist their Proposals very strongly. But UK finally accepted International Monetary Fund Proposals at Bretton Woods Conference.

There is an explanation by the theory of Gentlemanly Capitalism about why UK accepted so-called White Proposals. It insists that J. M. Keynes thought White one would not harm UK's interests. But considering the situations and the forecast at that time, we must say that this argument is far legitimate.

On the other hand, there is another explanation which insists that Keynes misconceived about the No.8 clause of IMF agreement. Except for Keynes's misconception, we can see the documents of the H. M. Treasury and the Bank of England which suggest that UK did not intend to accept earnestly American proposal. After all it is the most natural interpretation that UK did not intend to abandon the right of control on foreign exchange.

And fortunately, things after the war moved in the direction where bilateral settlement was developed. Then European countries agreed to set up the EPU (European Payment Union). That is to say, the post-war period did not bring the circumstances which mattered the No.8 clause of IMF agreement.

I. はじめに

アメリカのニューハンプシャー州ブレトン・ウッズ (Bretton Woods) に連合国44カ国の代表が集まり、熱心な討議を経て、国際通貨基金（IMF）の設立を定める協定に調印したのは、未だ大戦中の1944年7月22日である¹⁾。言うまでもなく、このIMF協定は、1930年代の世界経済が戦争をもたらしてしまったことへの反省に立ち、平和のために国際協調の枠組みを構築しようとした試みとして評価されてきたものである。しかし、当時の人々が大戦を反省し、平和を願っていたこと自体は間違いないとしても、ブレトン・ウッズにおける新たな国際通貨体制構築劇は、実はそ

れほど単純な話ではなかったのである。

ここで我々にとって参考となるのは、ヨーロッパ統合に関する研究史の展開である。ヨーロッパ統合もまた、当初は、戦争の廃絶を願って国民国家を超える共同体を建設しようという理想の追求と見なされてきた。ところが、統合を巡る実証的研究の蓄積は、統合過程において国民国家もまた強化されていく現実を次第に明らかにしつつある。それゆえ、A.S. ミルワードが提起したような、統合の目的は国民国家の止揚ではなくむしろその再建であったという見解が説得力をもって主張されるようになってきたのである²⁾。また、EEC設立交渉の過程においてフランスやベルギーが両国領アフリカの開発資金をドイツから引き

出そうとしていた、という事実も明らかになってきた³⁾。ヨーロッパ統合は、当初の理想主義的把握には收まりきらない様々な側面を露わにしつつあり、各国の利害や戦後復興構想がせめぎ合う場でもあったとして捉え直されつつあるのである。

本稿は、これと同じことが IMF 協定に関しても言えるのではないか、ということを提起しようとするものである。第二次大戦後の国際通貨体制構築を巡る動きについても、国益や構想の対抗としての側面がもっと注目されるべきではないだろうか。本稿ではこのような視点から、さしあたりイギリスの対応に焦点を絞りつつ、ブレトン・ウッズ会議あるいは IMF 協定の意味を改めて検討していきたいと思う。なお、IMF 協定に至るまでの主要諸国間の交渉を、平和の希求だけでなくむしろ戦後世界における自國権益確保という側面に注目して把握し直そうとする試みは、IMF 協定調印以降に続く様々な金融史上の出来事についても再検討の必要性を提起することに繋がるだろう。その意味で、この検討の意義は、単なるブレトン・ウッズ会議あるいは IMF の捉え直しに留まるものではない。

もっとも、IMF 協定に至る各国の交渉が国益の追求であったことは、既にかなり指摘されてきた。とりわけイギリスに関しては、戦後国際通貨体制に関するその主張がまさに国益に基づくものであったということは、むしろ周知のことと言うべきかも知れない。イギリスは第二次大戦後における自国の国際収支の苦境を見通して、「国際清算同盟案」即ちいわゆる「ケインズ案」を主張したのである。しかし、ではイギリスは、戦後の国際収支について具体的にはどのような見通しを抱いていたのだろうか。また、その見通しとブ

レトン・ウッズ会議における主張とは、実際にどのような関係にあったのだろうか。たとえば、苦しくなると分かっていたのなら、なぜ「連合国安定基金案」即ちいわゆる「ホワイト案」⁴⁾との妥協を最終的に受け入れたのか。このように、なお未解明な点は少ないのである。

要するに、イギリスは戦後に予想される困難をどのように乗り越えるつもりだったのか、そのためにどのような戦後体制を構想していたのかを、我々は改めて問わねばならない。ブレトン・ウッズ会議の後にも、1945 年 12 月の英米金融協定の締結、47 年 8 月のポンド交換性回復の失敗、49 年 9 月のポンド切下げ等々と戦後イギリス金融史には重要な問題が相次いで起こったが、本稿ではまず、「ポンド残高」累積の問題がブレトン・ウッズ会議におけるイギリスの態度とどのように関連していたかについて考察する。その際、特に、大蔵省の文書など政府・官庁等の内部資料を辿り、同時代の認識を確認する作業に力点をおきたいと思う。なお、諸般の事情から、以下は全て論点整理のための予備的考察に留まらざるをえなかったことをお断りしておかねばならない。

II. 「ポンド残高」の増大と戦後の国際収支に関する見通し

1. 戦後の国際収支に関する予想

第二次大戦は 1939 年 9 月、ドイツ軍のボランド侵攻によって始まった。既に大戦勃発直前の 8 月下旬から為替管理を開始していたイギリスは、開戦以後にも次々と為替や貿易に関する統制令等を施行していく。そして、それらの諸規則が 40 年 7 月の為替管理令改正

「ポンド残高」の累積とブレトン・ウッズ会議におけるイギリスの態度

において確立されるのである⁵⁾。もっとも、為替管理のみによっては対応しえないことは誰の目にも明らかであった。イギリスはアメリカに支援を求め、41年3月にアメリカ議会は武器貸与法を可決する。42年2月には英米相互援助協定も調印されている⁶⁾。いわゆる「ケインズ案」・「ホワイト案」が発表されるのは、これらを経た43年4月のことである。

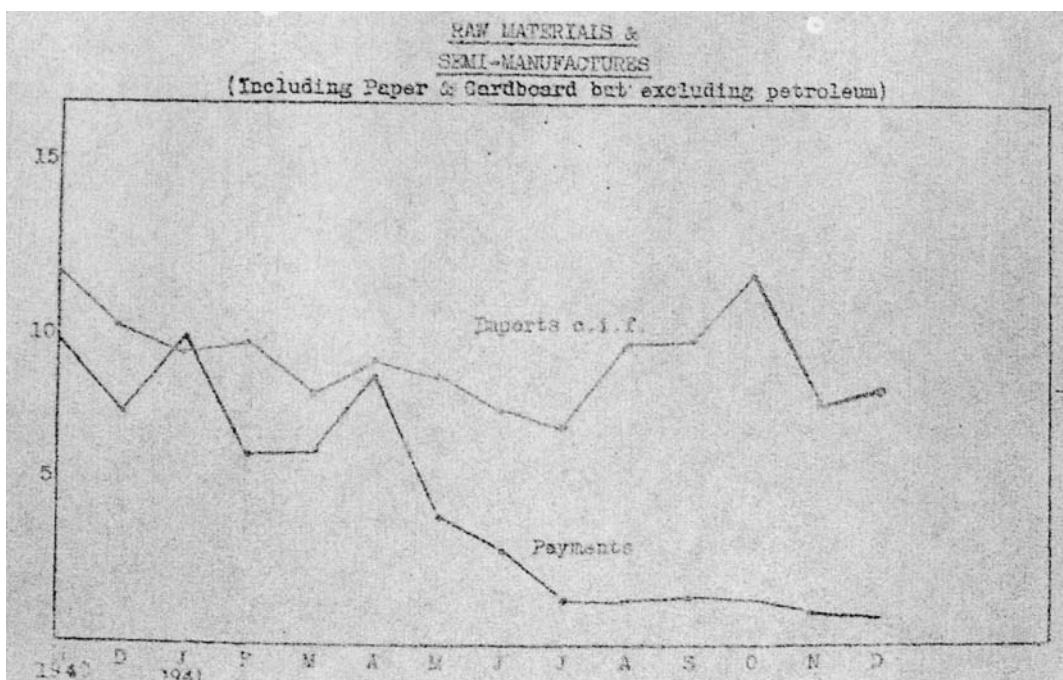
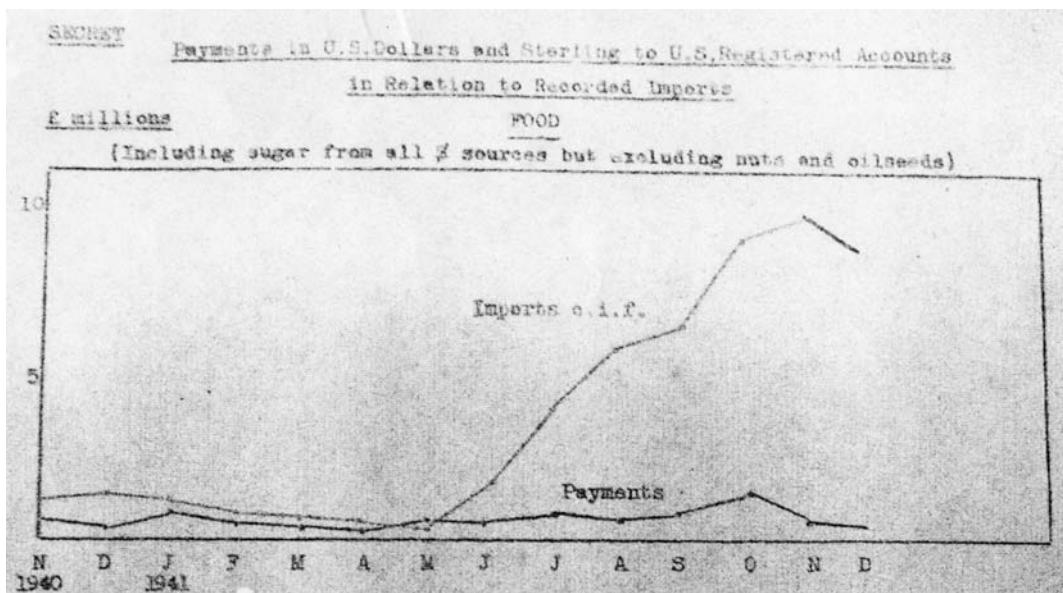
さて、既に言及したように、「国際清算同盟案」はイギリスの戦後における国際収支が苦境に陥ることを前提とした案であるが、では、国際収支困難はいつ頃、どの程度のものとして予想されていたのだろうか。実は、イギリス大蔵省は国際収支に関してはかなり早い時点で検討を始めていた。たとえば、1940年10月18日付の「戦争第1年目の国際収支」という文書⁷⁾が残されているが、そこに示された純準備流出額すなわち赤字額の4億3100万ポンドという推計値に対して、ケインズ（J. M. Keynes）が5億5000万から5億7500万ポンドと見るべきであると意見を述べている。あるいは推計の方法を巡って書簡のやり取りも行われている。ケインズの他にもロバートソン（D. H. Robertson）、ミード（J. E. Mead）、ロビンズ（L. Robbins）、ロビンソン（E. A. G. Robinson）等々が、「戦争がどれくらい続くのか定かでないので…」とか「アメリカの直接の援助なしには2年間の戦争を持ちこたえることもできないだろう」といった言葉を書き残しながら、戦時内閣（War Cabinet）の経済部（Economic Section）を中心に「戦後の赤字額の見積もり」について様々な議論を行っているのである⁸⁾。

当然ながら、戦後の国際収支に関する見通しについては、1941年以降も推計作業と議論が続けられていく。2～3の例を挙げておく

と、41年7～8月にイングランド銀行理事のコボルト（C. F. Cobbold）と大蔵省事務次官補ホプキンス（R. Hopkins）の間で統計や報告書の草稿を添えた手紙がやりとりされている。同じ頃に、イングランド銀行で総裁顧問を務めるクレイ（H. Clay）がロバートソンと資料を付した手紙をやりとりしている。9月にはケインズからクレイにも手紙が出されている。それらにおいては、「他の地域に對してスターリング地域が出す赤字の予想額」や推計における先物取引の扱いなどが論じられているのである⁹⁾。さらに41年の年末から42年にかけても同様の動きは続いてゆくが、諸々の議事録（minutes）、覚書（memoranda）、報告書（report）、メモ（note）、統計資料、手紙等々の中に、「戦争の終結時点でアメリカが大量のスターリングを保有している事態は避けたい」とか、「早期に協定締結の機会を掴まないと我々は物乞いとしてアメリカへ行かねばならなくなる」といった言葉を確認することができる¹⁰⁾。

ところで、戦争終了後の国際収支困難を心配する理由の大きな一つは、戦時期における対外債務累積である。遅くとも1941年後半にはそのことが十分に懸念されていたことを、図1・図2が示している。両図は、42年1月2日に開催された為替管理会議（Exchange Control Conference）第29回の議事録に収録されているグラフである。戦争中に輸入額と支払額が乖離していくこと、それゆえ外国保有のスターリング為替準備が急増していることを、この会議のメンバーは認識していた筈である。なお、この会議のメンバーには、ホプキンス、ケインズ、コボルトの他、カットー（Lord Catto of Cairncatto）の名も見える¹¹⁾。

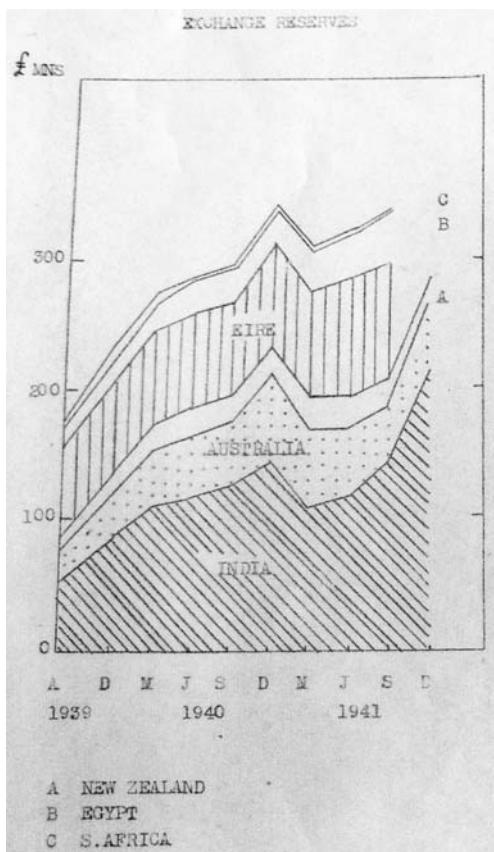
図1



出典：TNA:PRO, T 231/90 Exchange Control Conference.

「ポンド残高」の累積とブレトン・ウッズ会議におけるイギリスの態度

図2



出典：TNA:PRO, T 231/90 Exchange Control Conference.

要するに、国際収支の困難はかなり早期から、少なくとも1940年の秋からは意識されていた。そして、それに関連して、対外債務の増大も十分に自覚されていたのである。戦争の初期から中期の段階では、当然ながら戦後についての確かな数字的見通しが示されているわけではないが、内閣、大蔵省、イギリス銀行などにおける議論においては、相当厳しい予想をせざるを得ないという意見が大勢を占めていたのは間違いない。

2. 「国際清算同盟案」の作成

上述のようにイギリスは戦争の早い段階か

ら、戦時に生じる債務累積と戦後の国際収支上の困難とを意識していた。では、予想される困難を乗り切るために対策はいつ頃から検討され始めたのだろうか。

1941年10月7日付でケインズがロビンズに宛てた手紙にA, B, C, Dと名付けられた四つの文書が添付されている¹²⁾。A, Bも興味深い文書であるがここでは詳しく触れる余裕はない。D（Cより前に綴じられており、頁ナンバーもCより若い番号が付されている）は大蔵省による文書で、「1914年以前のように高利子率によってポンドを防衛することは出来ない」、「ポンド相場の適当な水準を見出すために変動を自由にすることは1931年におけるよりも危険である」、「スターリング地域を維持せねばならない」、「(非常に大きな規模での素早い資本移動が発展してきたので)資本移動に対する為替管理だけは戦後においても長い期間必要になるだろう」等々の記述が見られ、この時点での大蔵省の見解を窺い知ることが出来る。そして続くCが、ケインズ自身による文書であり、実はその中に「国際清算同盟案 (Proposals for an International Clearing Union)」が収められているのである。日付を見ると、同案は41年8月9日に書かれているようである。遅くとも41年の夏には、いわゆる「ケインズ案」の最初の草案が作成されており、10月7日にはロビンズに送られているわけである。

「国際清算同盟案」にはその後、「これは私の以前の案にとって代わるものと見なされるべきである」という1941年11月版が現われる。また、修正提案を受け入れる旨を記したケインズからミードへの手紙、修正意見をホブキンスに送る商務省 (Board of Trade) の文書などがあり、ケインズの案が各方面に

送られ検討されていたことが窺える。このように各省庁や識者の間で議論が行われ、41年12月には「第 3 草稿 (3rd Draft)」と書かれた案がまとめられたのである。

本稿では各草案の間の異同や修正内容に詳しく触れる余裕はないが、「国際清算同盟案」の基本的骨格が大きく変更されるということはなかった。それは、加盟諸国が清算同盟に決済を集中し、同盟に債権ないし債務をもつという仕組みである。支払いの相殺と信用供与が一体化されたこの仕組みは、戦争中に外国保有のスターリング残高が増大するであろうし、戦後はさしあたり十分な輸出能力も持ちえないということを想定するイギリスにとって、都合の良い構想であるのは間違いない¹³⁾。

翌1942年になると、対米交渉の方針、戦略が各省庁の討議を経て固められていくことを示す文書が増加してくる¹⁴⁾。たとえば、42年3月10日付のホプキンスのメモには、多数の修正意見が採用されたこと、翌11日に最終会合が予定されていることなどが記され、この時点で対米交渉の準備が進んでいることが確認できる。そして、6月以降の諸文書には、いよいよ「清算同盟案」をもってアメリカと交渉するのだと意気込む雰囲気が溢れているものが少なくない。

ともあれ、イギリス政府は当面の対独戦を必死に戦いつつも、戦後に国際収支上の大きな困難に見舞われることを1940年の秋には予想しており、それへの対応としての「国際清算同盟案」を遅くとも41年夏には作成し始めていたのである。

3. 戦時中における国際収支の実態

当局が抱いていた予想や対策については上述のように確認できたのであるが、では現実

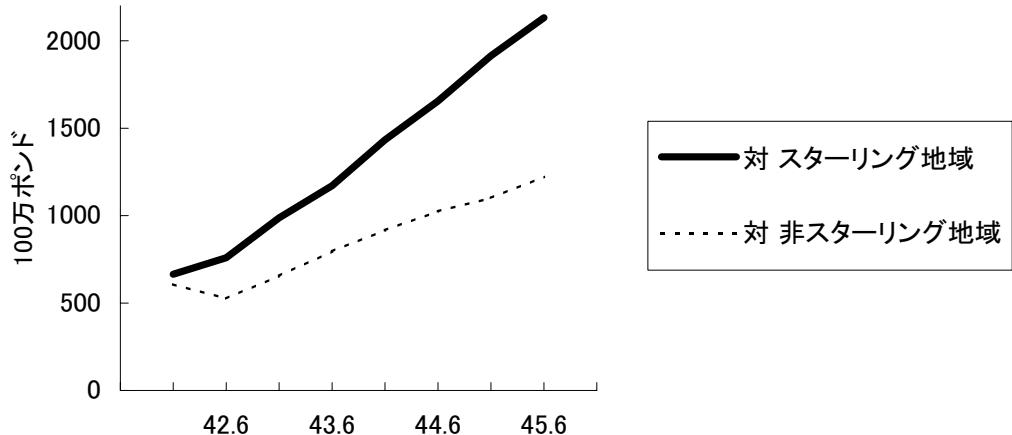
そのものはどのように進行していたのだろうか。図3は、1941年の年末からヨーロッパで戦争が終わった直後の45年6月に至るイギリスのポンド建て対外債務の推移を、スターリング地域とそれ以外に分けて示している。ここから分かるように、戦争の進行とともにポンド建て対外債務すなわちいわゆる「ポンド残高」は激しく増加していったのである。表1は45年の年末時点における「ポンド残高」を地域別に示したものであるが、表が示すように「ポンド残高」は最終的に35億ポンド以上に累積したのである。ちなみに、45年頃のイギリスの金・外貨準備は5～6億ポンド程度である。

要するに、現実は予想されたとおりに進んでいったのである。心配は杞憂ではなかった。やはりイギリスは「国際清算同盟案」のような仕組みを追求するしかなかったのである。国際決済に必要な信用は言わば自動的に供与され、黒字国にも調整責任を課す案は、以上に見てきたような見通しと密接不可分に生まれてきたと言ってよいだろう。

さて、いよいよ1943年4月にはいわゆる「ケインズ案」「ホワイト案」が公表され、英米間で様々な交渉が行われながら翌年のブレトン・ウッズ会議に向かっていくのであるが、イギリスが上述のような情勢認識と政策構想を固めていたとすると、なぜ「ホワイト案」に妥協していくのであろうか。その点に注目しながら、次にブレトン・ウッズ会議の時期に考察を進めよう。

「ポンド残高」の累積とブレトン・ウッズ会議におけるイギリスの態度

図3 イギリスのポンド債務：1941～1945（年次）



出典：金井 [2004]、163頁。

表1 地域別ポンド残高保有状況：1945（年末）

(100万ポンド)		
スターイング地域	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ	294
	インド、パキスタン、セイロン	1,352
	東アフリカ、中央アフリカ、西アフリカ	204
	マレーシア、ブルネイ、香港、ビルマ	142
	その他のスターイング諸国	335
	スターイング地域 計	2,327
	非スターイング地域 計	1,240
	合 計	3,567

出典：Bank of England Quarterly Bulletin, Vol.3 No.4, 1963, pp.276-277 より作成。

注：1) 「その他のスターイング諸国」には、アイルランド、アイスランド、カリブ地域、キプロス等が含まれている。
2) エジプト、イラクは、非スターイング地域に含められている。

III. ブレトン・ウッズ会議と為替管理権の放棄

1. 会議前におけるイギリスの方針

戦後の国際通貨体制に関する英米両国の提案が公表された1943年春以降、ブレトン・ウッズ会議で採択される協定において成文化されるのである。

ズ会議への予備的折衝とでも言うべきものが精力的に行われていたが、44年4月になると「国際通貨基金の設立に関する専門家による共同声明 (Joint Statement by Experts on the Establishment of an International Monetary Fund)¹⁵⁾ が刊行される。この文書は英米両国専門家の検討結果を整理したもので、冒頭に「国際清算同盟案」と「IMF案」の相違点・類似点が理解されるために作成されたという意味のことが述べられているが、大雑把に言うなら、この「共同声明」は「国際清算同盟案」と「連合国安定基金案」の妥協の成立を意味すると言つてよいだろう。「共同声明」に示された主な規定は、一部修正がなされるものの、おおむねブレトン・ウッズ会議で採択される協定において成文化されるのである。

当然にも、「共同声明」が公表されると、それを巡る議論がその時点での焦点の一つになった。そこで、ブレトン・ウッズにおける議論の検討に入る前に、「共同声明」に関するものを中心として、まず会議前におけるイ

ギリス政府の方針や考え方を一瞥しておこう。まず、アンダーソン蔵相が44年4月11日付で戦時内閣へ文書を提出しているが、そこでは「IMFは評価できる案で、我々にとって有害ではないだろう」という趣旨の意見が表明されている。また、44年4月13日付の主計長官（Paymaster General）チャーウェル（Cherwell）の首相宛書簡にも、「蔵相が内閣にIMF案への態度を早く決めよと求めているが、賛成する」と記されている。戦時内閣がこの案を承認したのは44年4月14日である¹⁶⁾。

この年には4月下旬にアンダーソン蔵相とアメリカのモルゲンソーア財務長官の間で書簡が往復するなど、一見すると英米両国政府は緊密に連絡を取り合って協調的に進んでいるように見える。しかし、戦時内閣としての方針をまとめようとしたと思われる44年5月5日付の文書には、「我々は完全な交換性（full convertibility）のような重荷を負わされるべきではない」という意見が記されている。また、44年4月21日および5月10日に議会の庶民院においてIMF案についての審議が行われているが、同案への反対や疑問の声が出されたので、政府内部では議会の意向にどのように対応すべきかを議論している¹⁷⁾。要するに、IMF案を一応は受け入れる態度を示しつつも、為替管理権の放棄は想定されていないように思われる所以である。

2. ブレトン・ウッズ会議における為替管理権の放棄

戦時内閣は、1944年6月5日に「IMFに関する会議への我が代表団の構成」について、外相および蔵相からの具申に基づいて首相が決定することで合意した¹⁸⁾。こうしてケイン

ズを団長とする、ロビンズ、ロバートソン、大蔵省のイーディ（W. Eady）¹⁹⁾などによる代表団が結成されたのである。

代表団はまず、ブレトン・ウッズ会議に先立つ1944年6月にニュージャージー州アトランティック・シティでアメリカとの予備会談などを行なう。たとえば、44年6月25日付で、ケインズがホワイトと議論し「イギリスにとって特に重要な点をいくつか説明した」との議事メモが残されている。また、同日に、イギリス代表団と自治領の代表などの非公式会議が行われ、英米間の話し合いでは「イギリスは為替の弾力性の重要性を、アメリカは為替の安定性の重要性を強調する傾向があった」といったことが説明されている²⁰⁾。

本番のブレトン・ウッズ会議は7月1日に開会した。会議の過程では、多額の「ポンド残高」を保有する諸国がその問題の解決を協定に盛り込もうとする動きも出てきたが、英米両国はともに反対し、IMF協定は同月22日に調印に至った。本稿ではIMF協定の各条項を全て取り上げて検討することはできないが、本稿にとって是非注目せねばならない点が一つある。それは第8条である。IMF協定は第8条において「加盟国の一般的義務」をうたい、その第2項において、例外が認められる過渡期を別とすれば「IMFの承認なしに経常的国際取引のための支払および資金移動に制限を課してはならない」と定めている。端的に言えば、為替管理をしてはならないという規定である。だが、このような規定は、既に見たような状況認識を抱いていたイギリスにとって容易には了承できないものではなかったのだろうか。

この疑問に対する答えの一つは、ジェントルマン資本主義論から提示されている。ケイ

「ポンド残高」の累積とブレトン・ウォッズ会議におけるイギリスの態度

ンとホプキンズによれば、「ケインズは帝国やスターリング圏の重要性もよく理解していたものの、戦争が終わった暁には国際経済の多角主義の急速な進展をめざすアメリカ合衆国の要求にそっていくことがイギリスの利にかなう、信じていたのである。」²¹⁾「アメリカがケインズ案をつぶし、ドル不足の世界にごく限られた信用を供給するだけの修正された金本位制でそれを代替した時にも、ケインズはアメリカの先導する方向に従っていくことが重要であると主張した。彼の予測では、ヨーロッパの輸出能力が速やかに回復すれば戦後のドル不足（dollar crisis）はすぐに終わり、スターリング圏の交換性回復が可能になるはずであった。」²²⁾

周知のようにIMFは自由・無差別・多角主義を掲げた。イギリスと言えどもそれに真向から逆らうことは難しかったであろうことは十分に想像できる。それゆえ、ケインとホプキンズが提示した見解は理念的な説明として一定の説得力はあるかも知れない。確かにケインズも、たとえば1944年5月23日の貴族院において、IMF案がイギリスにとって不利でないことを説明している。しかし、本稿がIIにおいて確認したように、イギリス当局は戦後の国際収支についてかなり厳しい見通しを抱いており、実態もまた心配どおりに進んでいた。それを考慮すると、この理解には若干無理があると言わざるをえない。

3. ケインズの誤解

ジェントルマン資本主義論的な理解には無理があるとすると、ではなぜイギリスは為替管理権の放棄を承認したのを改めて問わねばならない。そこで登場するのが、ブレトン・ウォッズ会議イギリス代表団の団長ケインズが

IMF協定第8条の解釈において錯誤を犯していたとの指摘である²³⁾。ケインズは当然ながら為替管理権を放棄するつもりはなく、第8条があってもイギリスは為替管理が出来ると解釈していたというのである。なるほどケインズは、上で触れた1944年5月23日の貴族院において、スターリング地域の維持は認められると説明していた。しかし、第8条がもつ意味を捉え損ねていたというようなことがあったのだろうか。

ブレトン・ウォッズにおけるケインズは極めて多忙で、明らかに過勞状態だったことはしばしば指摘してきた。決して良好とは言えない体調を抱えて奮闘していたのだろうと想像される。したがってケインズには酷な言い方になるかも知れないが、実は彼が第8条に関して大きな誤解をしていたという指摘には根拠があるのである。ケインズは、言わば独りよがりな解釈をして、第8条第2項があってもイギリスは為替政策に関する主権を譲り渡したことにはならないと考えていたのである²⁴⁾。ということは、イギリス代表団の内部においても、また英米間においても、第8条の解釈については必ずしも明確に一致していたわけではないということになろう。それゆえ、IMF協定調印後になって、第8条の解釈を巡って様々な動きが起こってくるのである。

たとえば、ロバートソンは、ブレトン・ウォッズ会議の最中に第8条に関してアメリカの解釈に妥協しようとした時、ケインズの承認を求めるためイーディを送った筈だと主張するが、ケインズはその話について、1945年1月19日付のロビンズ宛の手紙で「記憶もないし、意識もない」と述べる²⁵⁾。またたとえば、ケインズは、第8条の解釈についてモルゲンソーア財務長官に宛ててアンダーソン蔵相から

書簡を出し、イギリスは為替管理権を失っていないことを確認するように主張していたが、イーディは提案されているその書簡について、45年1月26日付のロビンズ宛の手紙で以下のように書いている。「その件は、モルゲンソーカからの答えを要求しないように手紙を改めるという蔵相側の決定で落着した」。そして「結局、たとえモルゲンソーカとホワイトが我々の解釈に同意するとしても、彼らは、44の調印国内のどの一国も持っていないとの同様に、この件に関して何の権限も持っていない」と言うのである²⁶⁾。各国代表は協定に署名して既に帰国てしまっているのに、今になって第8条の解釈を変更することなどできないというのは、極めて常識的な判断であろう。

この件については多数のメモや書簡などが飛び交っているが、ここではその一部のみを挙げるに留めておく。ともかく、ケインズがブレトン・ウッズ会議での交渉において第8条に関して誤解をしていて、指摘されてそれに気がついた後、何とか取り繕おうとしていたということは否定し難い。しかし、本稿の関心はケインズが誤解していたか否かとか、それをいかに取り繕おうとしていたかではなく、イギリスがなぜ IMF 案を受け入れたのかである。その観点からケインズの誤解を位置づけるとすれば、イギリスが IMF 案を受け入れたのはケインズが第8条を為替管理権への制約にならないと錯覚していたから、ということになろう。確かに、ケインズの誤解を持ち出せば、イギリスの IMF 案受入れについての疑問は多少解けるのかも知れない。

4. イギリスの本音

もっとも、イギリスが IMF 案に妥協した理由を全てケインズの誤解の故にするのも無

理ではないだろうか。というのは、ケインズの第8条解釈とは別に、やはりイギリスにはそもそも為替管理権を手放す気は無かったとのではないかと思わせるものが少くないからである。

それを窺わせる資料を一～二のみ挙げておく。たとえば、大蔵省からウェイリー (David Waley)，戦時内閣経済部からミード，イングランド銀行からコボルトなどが参加している、戦後為替管理政策に関する委員会 (Committee on Post-War Exchange Control Policy) の第6回会合が1944年7月19日に開催されている。そして、その委員会では、為替管理に関連する様々な問題が論じられた後に「ケインズとイーディが帰国した時に検討する」という趣旨のまとめが行われるのである。7月19日すなわち IMF 協定調印の直前に、である²⁷⁾。あるいはまた、ウェイリーは、「スターリング地域とそのスターリング残高」と題して1944年8月19日付でコボルトに手紙を出している。そして、「我々の考えが一致している」として、「イギリスとスターリング地域諸国との間で長年続いてきた取り決めは妨害されるべきではない」という点を明記しているのである²⁸⁾。これは IMF 協定調印のことである。

いったいこのような様子で、イギリスは IMF 案をまともに受け入れていると言えるのだろうか。言えないすると、ではなぜブレトン・ウッズで IMF 協定を受け入れたのかを、また改めて問わねばならない。もし受容あるいは妥協が第8条の誤解から生じたと言うなら、ではそれに気がついた後にもその点についてアメリカと調整しようとする行動を結局は起こさなかったのはなぜなのか。最後にその点を考察することにしたい。

IV. 結びに代えて——ブレトン・ウッズ会議以後

イギリスでは、第二次大戦開戦の翌年に既に戦後の国際収支の見通しについて検討が行われていた。さらにその翌年の1941年には戦後の国際通貨体制に関する構想も作成され始めていた。40年と言えば、イギリス本土上陸作戦のために制空権を確保しようと攻撃してくるドイツ空軍とそれに抵抗するイギリス空軍が死闘を繰り広げた「バトル・オブ・ブリテン」の真最中であり、ケインズが「国際清算同盟案」をロビンズに送った41年10月にしても「真珠湾攻撃」の前、すなわち太平洋では未だ戦争が始まっていない時点である。これらのことと想起しただけでも、戦後の国際通貨体制構築を巡る活動は、大戦への反省とか平和の希求とかに基づいて把握されるよりも、まずもって国家利害の追求として捉えられるべきものであることは明白であろう。

さて、既に明らかにしてきたように、イギリスは戦後の国際収支について厳しい予想を抱いており、特に戦時中に「ポンド残高」が激増することを認識し、それゆえ「国際清算同盟案」のような仕組みの創設を構想していた。少なくとも、戦後を乗り切るにはスターリング地域の維持が必要であり、「ポンド残高」の他通貨への転換は制限せねばならず、したがって為替管理が不可避であると考えていた筈なのである。ではなぜ「IMF案」を受け入れてしまったのだろうか。

IMF協定はブレトン・ウッズで調印された後、各国に批准されていくが、実はイギリスもアメリカも議会での承認を得るまでに時間がかかっている。1945年5月にドイツが降伏するが、アメリカ議会がIMF協定を批准

するのは同年7月である。またイギリス議会では批准は、同年12月に調印された37億5000万ドル（約9億3000万ポンド）の借款を得ることになる英米金融協定（Financial Agreement between the Governments of the United States and United Kingdom）の批准と同時である²⁹⁾。このことからも推測できるように、IMF協定調印後もイギリス議会や世論には同協定への疑念が強かったのである。

そのような状況であったのにイギリスがIMF案にとりあえず妥協したのは、あるいは為替管理権を喪失する恐れがあると気付いた後も行動を起こさず解釈の違いを曖昧にしたまま進んだのは、IMFが実際に機能し始めるまでに協定の具体的な運用を巡ってなお議論する機会があると考えていたからではないだろうか。それを明確に示す文書は確認できていないが、首相や蔵相への意見具申メモの草稿（draft）や各種会議の議事メモの草稿などからは、そのように構えていたことが窺えなくもない。

また、為替管理が許される過渡期のうちに対応すれば良いと考えていた面があるのは確かである。たとえば、戦時内閣の議事メモに添付されたものと思われる「極秘（top secret）」印のある1945年1月25日付の文書には、IMF協定に関わる不安な点がいくつか記述されつつも、「ブレトン・ウッズ案は5年間の移行期間中、我々にフリー・ハンドを与えた」とか、「移行期間に関する限り、我々は完全に保護されるだろう」という文言がちりばめられている³⁰⁾。過渡期さえ保障されれば困難を克服できるという見通しがどの程度まで確信されていたのかは分からないが、進行していく事態に対してとりあえずそのよ

うな説明を自他にしていたということは間違いない。

なお、ここで想起して良いと思われるもう一つの点がある。それは戦後における現実の推移である。幸か不幸か、戦後の現実は IMF 協定第 8 条の運用が鋭い問題を引き起こすような方向とは若干異なる方へ進んだ。敢えて言えば、「自由、無差別、多角的」から、まずはむしろ「双務的」とも言える方向へ動き出したのである。ブレトン・ウッズ會議で IMF 協定が調印され、IMF が創設されて（IMF の業務開始は1947年 3月）戦後は IMF 体制が支配していくと漠然と考えられがちであるが、実は戦後しばらくは IMF 体制はあまり機能していないのである。

急がねばならないヨーロッパの復興のため、1947年 6 月にマーシャル援助が発表される。更に翌48年 4 月にはマーシャル援助の受け皿機関として欧州経済協力機構（O E E C）が出来て、50年 9 月になると O E E C の下部機構として E P U（欧州決済同盟）が創設されるのである。そして、この E P U 体制のもとで、51～55年に為替管理が徐々に緩和されていき（外為市場再開、裁定取引協定など）、58年 1 月のローマ条約（E E C）発効を経て、同年12月にヨーロッパ主要12カ国は交換性回復を発表するに至るのである。

このような経過を辿ったため、IMF 協定第 8 条を承認してしまったという事態は、当面、大きな問題を引き起こさなかった。もっとも、それはあくまで結果であって、1944～45年時点のイギリス当局がそうなると見通せていたわけではないだろう。IMF 協定第 8 条が危機的な事態を招くということがない方向へと戦後の現実が進んでくれたことによって、曖昧な態度の継続が結果的に救われるこ

とになった、ということである。

とは言っても、イギリスは1947年 8 月にポンドの交換性を回復しようとして挫折するという失態を演じている。それゆえ、47年10月に「1947年為替管理法」を制定したし、49年 9 月には約30%（1ポンド=4.03 ドル→2.80 ドル）のポンド切下げに追い込まれた。もちろん、47年のポンド交換性回復は IMF 協定第 8 条によるのではなく、英米金融協定に伴う約束を履行しようとしたものである。つまり、戦後の困難を「国際清算同盟案」で乗り切ろうとしたが、アメリカがそれを認めなかつたので止む無くアメリカの援助を仰ぐしかなくなり、その代わり早期の交換性回復（対ドル圏差別の撤廃）を求められた、という次第である。しかし、たとえそうであったとしても、失敗しても良いと考えて交換性回復に踏み切ったとは考えられない。交換性を回復させるつもりだったとする、その時にはどのような見通しを持っていたのだろうか。本稿が確認したように「早期の交換性回復=為替管理撤廃は無理」という認識があったことを踏まえた上で、いったいどんな構想だったのかを解明する必要がある。数ある今後の課題の一つである。

注

- 1) 言うまでもなく、このとき同時に国際復興開発銀行（I B R D、いわゆる世界銀行）の設立も決められているが、本稿の考察は国際復興開発銀行には触れない。
- 2) Cf. Milward, Alan S. (2000). なお、ヨーロッパ統合史研究に関しては、さしあたり 廣田功（1998）、小島健（2007）1-3頁を参照。
- 3) 以下を参照。藤田憲（2004a）、藤田憲（2004b）、藤田憲（2005）。

「ポンド残高」の累積とブレトン・ウッズ会議におけるイギリスの態度

- 4) アメリカ財務省のホワイト (H. D. White) が中心になって作成した「連合国安定基金案」すなわちいわゆる「ホワイト案」には初期のものから改定版まで複数あるが、それについては、牧野裕 (2007) 109-111頁を参照。
- 5) 1940年7月の為替管理令改正によってどのような体制が出来上がったかについては、金井雄一 (2004) 162-163頁を参照。
- 6) これについては次を参照。Gardner, Richard N. (1969) pp.54-68 (村野孝・加瀬正一訳, 173-193頁).
- 7) The National Archive (TNA) :Public Record Office (PRO), T 230/4 United Kingdom Post-war Balance of Payments — War Time Forecasts.
- 8) 以下を参照。TNA:PRO, T 230/5 United Kingdom Post-war Balance of Payments — War-time Forecasts. T 177/52 Foreign exchanges and gold; Treasury reports on the position.
- 9) Cf. TNA:PRO, T 160/1104/F17657/06.
- 10) Cf. TNA:PRO, T 231/90 Exchange Control Conference; TNA:PRO, T 160/1104/F17657/01
- 11) Cf. TNA:PRO, T 231/90 Exchange Control Conference. なお、カットーはこの時は大蔵省にいるが、1940年にイングランド銀行理事だったことがあり、1944-1949年に同行総裁を務めることになる。Cf. Hennessy, E. (1992), pp.384-385.
- 12) Cf. TNA:PRO, T 230/37 International Monetary Policy 1940-1943.
- 13) この点については、金井雄一 (2004) 164-168頁を参照。
- 14) Cf. TNA:PRO, T 230/38 International Monetary Policy 1940-1943.
- 15) この文書は次のものに収録されている。
TNA:PRO, PREM 4/17/8 768-905.
- 16) Cf. TNA:PRO, PREM 4/17/8 768-905.
- 17) Cf. ibid.
- 18) Cf. ibid.
- 19) イーディは1942-52年に大蔵省の共同事務次官補 (Joint Second Secretary) を務めた。なお、「共同事務次官補」の訳語は G. C. Peden (1988) の西沢保訳、79頁に従っている。
- 20) Cf. TNA:PRO, T 231/366 Defense (Finance) Regulations, International Monetary Fund Conference at Bretton Woods 1st July to 22nd July 1944.
- 21) Cain, P. J. and A. G. Hopkins (1993) p.271 (木畠洋一/旦祐介訳, 186頁).
- 22) Ibid., p.272 (木畠洋一/旦祐介訳, 187頁). 訳文を一部のみ変更している。
- 23) 米倉茂 (2006) を参照。
- 24) なぜそのような解釈が生じたのかについては、米倉茂 (2006) が詳細に論じている。
- 25) Cf. TNA:PRO, T 230/168 International Monetary Fund; Interpretation of Bretton Woods Conference.
- 26) Cf. ibid.
- 27) Cf. TNA:PRO, T 231/155 Defense (Finance) Regulations, Treasury/Bank of England, committee on Post-War Exchange Control Problems.
- 28) Cf. ibid.
- 29) 宮崎 (2007) 188頁を参照。
- 30) Cf. TNA:PRO, PREM 4/17/14 1357-1392

資料

- The National Archive : Public Record Office
- Cabinet
Cab 117/7
Cab 117/71 Committee on Reconstruction Problems, Proposals for An International Clearing Union
 - Foreign Office
FO 371/32250
FO 371/142441 Need to Solve Trade Problems in Europe.
 - Record of the Prime Minister's Office
PREM 4/17/8 768-905.
- * このファイルにはタイトルの類が記されていない。
PREM 4/17/14 1357-1392.

*このファイルにはタイトルの類が記されていない。

- Treasury
 - T 160/1104/F17657/01.
 - T 160/1104/F17657/06.
 - T 177/52 Foreign exchanges and gold;
Treasury reports on the position.
 - T 230/4 United Kingdom Post-war Balance of Payments — War Time Forecasts.
 - T 230/5 United Kingdom Post-war Balance of Payments — War-time Forecasts.
 - T 230/37 International Monetary Policy 1940-1943.
 - T 230/38 International Monetary Policy 1940-1943.
 - T 231/90 Exchange Control Conference.
 - T 231/155 Defense (Finance) Regulations, Treasury/Bank of England, committee on Post-War Exchange Control Problems.
 - T 230/168 International Monetary Fund; Interpretation of Bretton Woods Conference.
 - T 231/366 Defense (Finance) Regulations, International Monetary Fund Conference at Bretton Woods 1st July to 22nd July 1944.

参考文献

- 廣田功（1998）「序章 ヨーロッパ戦後再建期研究の現状と課題」，廣田功・森建資 編著 [1998]『戦後再建期ヨーロッパ経済』日本経済評論社，所収。
- 金井雄一（2004）『ポンドの苦闘——金本位制とは何だったのか』名古屋大学出版会。
- 藤田憲（2004a）「欧州経済共同体設立過程におけるユーラフリカ『統合』構想とフランスベルギー会談」，『アジア・アフリカ研究』第44巻第

- 2号。
- 藤田憲（2004b）「欧州経済共同体への海外領土包摶交渉におけるフランスベルギーポジションの『形成』」，『経済科学』第52巻第3号。
- 藤田憲（2005）「第3章 ヨーロッパ経済共同体設立交渉とピエール・ユーリ」，木畑洋一編（2005）『ヨーロッパ統合と国際関係』日本経済評論社，所収。
- 米倉茂（2006）『落日の肖像 —ケインズ—』イ・シロン出版企画。
- 小島健（2007）『欧州建設とベルギー』日本経済評論社。
- 牧野裕（2007）「第4章 ブレトンウッズ体制」，上川孝夫・矢後和彦編 [2007]『国際金融史』有斐閣，所収。
- 宮崎礼二（2007）「第6章 英米通貨関係史」，上川孝夫・矢後和彦編（2007）『国際金融史』有斐閣，所収。
- Gardner, Richard N. (1969), *Sterling-Dollar Diplomacy* (new ed.), New York (村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』上・下，東洋経済新報社，1973年).
- Peden, G. C. (1988), *Keynes, the Treasury and British Economic Policy* (西沢保訳『ケインズとイギリスの経済政策』早稲田大学出版部，1996年).
- Hennessy, E. (1992), *A Domestic History of the Bank of England 1930-1960*, Cambridge.
- Cain, P. J. and A. G. Hopkins (1993) *British Imperialism: Crisis and Deconstruction 1914-1990* (木畑洋一・旦祐介訳『ジェントルマン資本主義の帝国II』名古屋大学出版会，1997年).
- Milward, Alan S. (2000), *The European Rescue of the Nation-State*, London.

（名古屋大学大学院経済学研究科）